

# 第1回 町営斎場建替事業適地検討委員会

日 時：令和4年7月28日 午後1時30分～  
場 所：中央公民館301会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 各委員及び事務局職員の自己紹介
- 4 委員長及び副委員長の選出
- 5 協議事項
  - (1) 町営斎場建替事業適地検討委員会について
  - (2) 建築文化・地域文化からみる斎場の事例
  - (3) 意見交換
  - (4) その他
    - ・次回開催日及び協議事項について
- 6 閉 会

#### 4 委員長及び副委員長の選出について

町営斎場建替事業適地検討委員会設置要綱第5条第2項の規定により、委員長及び副委員長を選出する。

記

(1) 委員長

氏 名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

(2) 副委員長

氏 名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

## 5 協議事項

### (1) 町営斎場建替事業適地検討委員会について

#### 【目的】

町営斎場の建替にあたり、建設候補地の選定等検討するため、有識者や町民から広く意見を伺い、建設候補地の選定することを目的とする。

(設置)

第1条 余市町営斎場の建替にあたり、建設適地の選定等について検討するため、町営斎場建替事業適地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 【検討委員会の所掌事項】

検討委員会は、町営斎場建替えに係る適地の選定に関することや、選定のための調査検討をする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 適地の選定に関する事項
- (2) 適地の選定のための調査・検討に関する事項
- (3) その他適地の選定に関し必要な事項

#### 【委員の任期】

(任期)

第4条 委員の任期は、適地の検討結果の報告をもって終了するものとする。

#### 【委員長及び副委員長の責務】

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員のうちから互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 【検討委員会の進め方について】

### ① 実施回数及び検討内容

7月から10月までに4回の開催を予定。

- ・第1回 検討委員会について、委員長及び副委員長の選出
- ・第2回 候補地の視察、評価結果の説明、意見交換
- ・第3回 候補地の検討、意見交換
- ・第4回 意見交換、意見集約

### ② 町営斎場建替事業の経過

- ・平成30年度 町営斎場建替事業の本工事（梅川町）に着手し、敷地造成工事中に法面が崩落。
- ・令和元年 地すべりが発生し工事が中断された。
- ・令和3年度 地すべり対策工事着手。

地すべり対策工事により建設可能とされる敷地面積が減少したことにより、当初計画していた建築物の配置が困難となった。また、進入路の整備ができなくなり、急こう配な道路のままとなる。

地すべり解析による数字上の安全は確保されているものの丘陵地であるため不安がある。

以上、安全性や将来性の観点から現計画地のほか、別の場所を含めどこが建設適地か検討することとなった。

- ・令和3年9月10日～令和4年1月31日 町営斎場建替事業適地選定業務を委託。

コンサルタントの評価で「都市公園予定地」と「旧栄小学校」の2ヵ所が候補地として推奨され、庁内で検討した結果、「都市公園予定地」を第一候補地とする方針を示した。

- ・令和4年5月9日、5月29日に全町民を対象とした説明会を実施。
- ・令和4年5月27日、「都市公園予定地」地先の区会である黒川町第8区会から意見要望書が提出された。（資料2）

以上、区会からの要望・意見や説明会の参加者からの意見を踏まえ、検討委員会設置する運びとなった。

### ③ 意見交換にあたっての留意事項

意見交換にあたり、以下のことに留意していただきますようお願いいたします。

- ・どんな意見でも結構ですので、参加者全員が発言していただきますようお願いいたします。
- ・1回あたりの発言は極力手短かに一人3分以内でお願いします。
- ・他の人の発言中に割り込まない、または否定しないようお願いいたします。